

2022年

健康保険法が改正されます

2022年1月から 任意継続被保険者制度の見直し

退職後も最大2年間、退職前に加入していた健康保険に加入できる任意継続被保険者制度では、下記2点の見直しが予定されています。

資格喪失事由が追加されます

任意継続被保険者の資格喪失の事由として、新たに、「被保険者が希望する場合」が追加されます。

標準報酬月額※が見直されます

これまで、任意継続被保険者の標準報酬月額は右記①②のうち、いずれか低いほうとされてきました。

2022年1月以降は、①が②を超える場合は、①または①と②の間で組合の規約により定める額を標準報酬月額とすることが可能になります。

任意継続被保険者の標準報酬月額

- ①当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- ②当該保険者の全被保険者の平均標準報酬月額

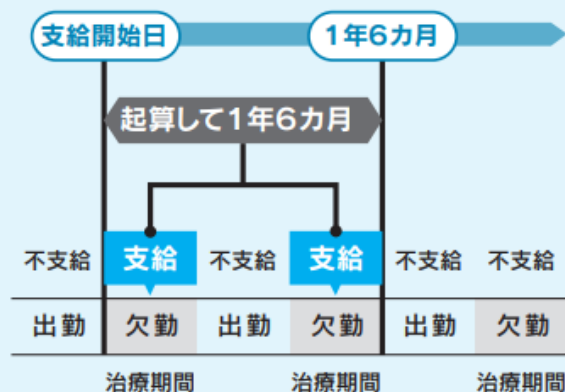
※保険料や保険給付を計算するために、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬を1～50等級に区分した月額のこと。

2022年1月から 傷病手当金の支給期間の通算化

被保険者が病気やけがで仕事ができなくなり、欠勤して給与が支給されなくなった場合は、健保組合から傷病手当金が支給されます。

現在、傷病手当金の支給期間については、支給開始日から起算して1年6カ月と定められていますが、2022年1月以降は、治療と仕事の両立の観点から、**支給開始日から通算して**1年6カ月まで支給されるように変更されます。

2021年12月まで



2022年1月から

